

議 案 目 録

令和4年(2022年)9月28日

番 号	件 名
議案第 87 号	令和4年度(2022年度)彦根市病院事業会計補正予算(第3号)
議案第 88 号	令和3年度(2021年度)彦根市各会計歳入歳出決算につき認定を求めることについて
報告第 25 号	令和3年度(2021年度)主要な施策の成果、事務報告書および基金運用状況報告書について
報告第 26 号	令和3年度(2021年度)彦根市の健全化判断比率等について
報告第 27 号	損害賠償の額の決定について

議案第 88 号

令和 3 年度(2021 年度)彦根市各会計歳入歳出決算につき認定を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 4 年(2022 年)9 月 28 日

彦根市長 和田 裕 行

令和 3 年度(2021 年度)彦根市各会計歳入歳出決算につき認定を求めることについて

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度(2021 年度)彦根市各会計歳入歳出決算につき、別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定を求める。

報告第 25 号

令和 3 年度(2021 年度)主要な施策の成果、事務報告書および基金運用状況報告書について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 5 項の規定による令和 3 年度(2021 年度)彦根市各会計歳入歳出決算における主要な施策の成果を説明する書類、同法第 122 条の規定による事務に関する説明書および同法第 241 条第 5 項の規定による基金の運用の状況を示す書類を、別冊のとおり提出する。

令和 4 年(2022 年)9 月 28 日

彦根市長 和田 裕 行

報告第 26 号

令和 3 年度(2021 年度)彦根市の健全化判断比率等について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)第 3 条第 1 項および第 22 条第 1 項の規定により、令和 3 年度(2021 年度)彦根市の健全化判断比率および資金不足比率につき、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和 4 年(2022 年)9 月 28 日

彦根市長 和田 裕 行

令和3年度(2021年度)彦根市の健全化判断比率等について

健全化判断比率

(単位：%)

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
彦根市健全化判断比率	-	-	6.0	47.3
早期健全化基準	11.98	16.98	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

農業集落排水事業特別会計における資金不足比率 (単位：%)

彦根市資金不足比率	-
経営健全化基準	20.0

病院事業会計における資金不足比率 (単位：%)

彦根市資金不足比率	-
経営健全化基準	20.0

水道事業会計における資金不足比率 (単位：%)

彦根市資金不足比率	-
経営健全化基準	20.0

下水道事業会計における資金不足比率 (単位：%)

彦根市資金不足比率	-
経営健全化基準	20.0

備考 実質赤字、連結実質赤字および資金不足が生じていないものについては、「-」で表示しています。

令和3年度(2021年度)彦根市財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から審査に付された健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

(単位：%)

	令和3年度	令和2年度	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
実質赤字比率	— (△8.44)	— (△2.62)	11.98	20.00
連結実質赤字比率	— (△43.71)	— (△32.25)	16.98	30.00
実質公債費比率	6.0	6.6	25.0	35.0
将来負担比率	47.3	46.7	350.0	/

(注)実質赤字比率および連結実質赤字比率については、算定した結果が赤字でないため「—」で表示した。また、各比率の()内の数値は、計算結果に基づく数値を参考として表示した。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

当年度の実質赤字比率は、実質収支が黒字となっており、「—」であることから、自主的な改善努力による財政健全化を図るための早期健全化基準を達成しており、良好な状態にあると認められる。なお、参考として求めた比率は△8.44%で、前年度に比べ5.82ポイント改善している。これは、比率算定の分母である標準財政規模が前年度に比べ1,279,424千円(5.0%)増加したものの、分子である一般会計等の実質収支額も2,252,341千円で1,586,362千円(238.2%)と大きく増加したことによるものである。参考として求めた比率と早期健全化基準との差は、20.42ポイントとなっている。

② 連結実質赤字比率について

当年度の連結実質赤字比率は、連結実質収支が黒字となっており、「－」であることから、早期健全化基準を達成しており、良好な状態にあると認められる。なお、参考として求めた比率は△43.71%で、前年度に比べ11.46ポイント改善している。これは、①で記載したとおり標準財政規模の1,279,424千円(5.0%)増加および一般会計等の実質収支額の1,586,362千円(238.2%)増加に加え、特別会計および企業会計の実質収支額等が前年度に比べ1,881,708千円(25.0%)増加したことによるものである。参考として求めた比率と早期健全化基準との差は、60.69ポイントとなっている。

③ 実質公債費比率について

当年度の実質公債費比率は6.0%で、前年度と比べ0.6ポイント改善している。早期健全化基準25.0%を19.0ポイント下回っていることから、良好な状態にあると認められる。

④ 将来負担比率について

当年度の将来負担比率は47.3%で、前年度と比べ0.6ポイント悪化している。これは、普通交付税や臨時財政対策債発行可能額の増加に伴い比率算定の分母である標準財政規模が増加した一方、分子のうち、市債残高が本庁舎耐震化整備事業、彦根市スポーツ・文化交流センター整備事業等に伴う市債発行により増加し、公営企業債等への繰入見込額の減少を上回ったことにより将来負担額が増加したほか、都市計画事業に係る地方債現在高の減少に伴う充当可能特定歳入としての都市計画税の減少、下水道事業債や病院事業債の残高減少による基準財政需要額算入見込額の減少により充当可能財源等が減少し、比率算定の分子自体も増加した結果、相対的に比率が悪化したものである。なお、公営企業債等への繰入見込額の減少は、全会計の地方債残高が減少したことで全体残高が減少したことに加え、繰入見込額の算出に使用する元利償還金に対する準元利償還金の割合が、病院事業会計と下水道事業会計において減少したことによるものである。早期健全化基準350.0%からは302.7ポイント下回っていることから、良好な状態にあると認められる。

以上、いずれの比率も現時点では、良好な状態であることを示しているが、地方財政を取り巻く環境は依然として厳しいため、引き続き財政の健全化に努められるよう要望する。

(3) 是正改善を要する事項

どの指標も早期健全化基準を下回っていることから、特に指摘すべき事項はない。

なお、実質公債費比率については、3か年平均では6.0%と昨年度よりさらに改善しており、令和3年度単年度の比率としても6.3%で、昨年度の比率より0.1ポイント改善して

いる。これは、比率算定の分子について、一般会計の市債発行額の増加に伴い元利償還金が増加したものの、償還完了による公営企業債の元利償還金に対する繰入金の減少により相殺されたことなどに伴い微増に留まったほか、分母である標準財政規模が前述の理由により増加したことに伴い、算定比率が前年度と均衡したものである。ただし、当年度の標準財政規模の増加については、臨時経済対策費や臨時財政対策債償還基金費の創設に伴う普通交付税の増加や臨時財政対策債発行可能額の増加など、単年度のみの特種要因によるところが大きく、標準収入額等が落ち込んでいることを考慮すると、次年度比率算定時には分母の減少、すなわち比率の悪化が懸念される。さらに、本庁舎耐震化整備事業や彦根市スポーツ・文化交流センター整備事業など大型投資事業に係る市債発行額が大幅に増加しており、償還据置期間経過後の比率算定に大きな影響を与えるほか、今後予定している大規模な公共事業等に伴い、この比率はさらに上昇するものと見込まれる。このことから、市債の発行にあたっては事業の緊急度、投資効果および後年度負担を見極め、マネジメント機能の強化により市債残高を適切に管理しながら、計画的な財政運営に努められたい。また、将来負担比率についても、④で記載したとおり令和3年度は47.3%で、前年度と比べ0.6ポイント悪化しており、次年度以降の算定についても実質公債費比率と同様の状況であることから、地方債現在高の増加や、基金残高の減少等に引き続き留意されたい。

令和4年度で3年目となるコロナ禍については、新型コロナウイルス感染症の変異株の動向が予断を許さず、未だ収束が見通せない状況が継続している。歳入面において、市税等や城山観覧料などに若干の回復が見られるものの、コロナ禍以前の水準には遠く及ばず、急激な回復は困難である中、引き続き市民の安全・安心な生活の確保、経済の維持、医療体制の堅持などを図っていく必要がある。令和3年度の経常収支比率は86.9%で、前年度に比して10.4ポイントの大幅な改善がなされているが、比率改善には上述した単年度のみの特種要因が大きく影響しており、次年度以降の同比率について楽観視はできず、単年度の財政力指数が0.740に下落したことからも、実質的には財政の弾力性に乏しい状況が継続している。今後、都市計画街路整備事業等の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会関連事業のほか、新たなごみ処理施設の建設事業などの大規模な投資的業務が予定されているが、このような状況を踏まえ、喫緊の課題である財源の確保に積極的に取り組むとともに、業務の優先順位の見直しを促進し、働き方・業務改革の推進と併せて経常経費の縮減に向けた事務事業の見直しを促進し、市民の理解を得ながら歳出規模の適正化を図ることで、できる限り基金に頼ることなく持続可能な財政運営が行えるよう、財政健全化に向け取り組まされたい。

令和3年度(2021年度)彦根市経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から審査に付された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

資金不足比率の状況は、次のとおりである。

(単位：%)

区 分	令和3年度	令和2年度	経営健全化 基 準
農業集落排水事業特別会計	— (0.0)	— (0.0)	20.0
病院事業会計	— (△37.8)	— (△26.7)	20.0
水道事業会計	— (△203.7)	— (△235.2)	20.0
下水道事業会計	— (△57.5)	— (△42.7)	20.0

(注)いずれの会計も、算定した結果が赤字でないため「—」で表示した。また、各比率の()内の数値は、計算結果に基づく数値を参考として表示した。

(2) 個別意見

① 農業集落排水事業特別会計について

当年度の資金不足額は発生しておらず、資金不足比率は「—」であることから、経営健全化基準を達成しており、良好な状態にあると認められる。参考として求めた比率は0.0%で、前年度と同じである。また、経営健全化基準との差は20.0ポイントとなっている。

② 病院事業会計について

当年度の資金不足額は発生しておらず、資金不足比率は「－」であることから、経営健全化基準を達成しており、良好な状態にあると認められる。参考として求めた比率は△37.8%で、前年度に比べ11.1ポイント改善している。また、経営健全化基準との差は57.8ポイントとなっている。

③ 水道事業会計について

当年度の資金不足額は発生しておらず、資金不足比率は「－」であることから、経営健全化基準を達成しており、良好な状態にあると認められる。参考として求めた比率は△203.7%で、前年度に比べ31.5ポイント悪化している。また、経営健全化基準との差は223.7ポイントとなっている。

④ 下水道事業会計について

当年度の資金不足額は発生しておらず、資金不足比率は「－」であることから、経営健全化基準を達成しており、良好な状態にあると認められる。参考として求めた比率は△57.5%である。前年度に比べ14.8ポイント改善している。なお、経営健全化基準との差は77.5ポイントとなっている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。引き続き経営の健全化に努められるよう望むものである。

なお、病院事業会計について、新型コロナウイルス感染症(以下「同感染症」という。)の滋賀県における重点医療機関としての尽力のほか、市内宿泊療養施設のバックアップ対応、ワクチン接種への医師・看護師の派遣協力など、患者受入のほかにも多様な役割を果たしつつ、不断の経営努力を積み重ねられ、令和4年度で3年目の対応となる今日までコロナ専用病棟が感染源となる院内感染を防止しつつ、診療体制を堅持されたことに改めて敬意を表す。こうした中で資金不足比率は経営健全化基準を達成し、純損益は、医業収益の増加および同感染症対応に係る空床補償等の補助金の受入により大幅な黒字を計上したことに伴い、総収支比率は昨年度と同値の108.8%となり、引き続き黒字決算となっている。コロナ禍の収束時期は未だ不透明であり、病院経営の難局が続くが、重点医療機関としての同感染症対応等のほか、地域の中核病院としての診療業務確保を第一義に医療機関相互の分担や連携を一層促進されたい。地域医療を堅持する中で、引き続き病院全体で必要な経営改革を推進し、自立した病院経営へ向け着実な医業収支の回復を望むものである。

また、水道事業会計について、資金不足比率は経営健全化基準を達成し、昨年度、同感染症拡大に対する経済対策として実施した基本料免除により、給水開始以来、初の営業損失を計上した営業収支は、当年度に同様の免除を実施していないことにより黒字に転じ、総収支比率は前年度より7.2ポイント改善して118.9%となっている。

当年度に見直しを行った第3期計画の後期計画において、中長期的な更新需要および必要な収支の推計から料金改定の必要性の検討が明記されているため、総括原価の資産維持費を適切に見直し、減価償却費見合いの資金を適切に内部留保できるようさらに検討を深められたい。さらに、老朽化の進む管路の更新を一層促進すると同時に耐震管率の向上を図り、安全で良質な水道水の安定的な供給および持続可能で効率的な事業経営を推進されたい。

下水道事業会計について、資金不足比率は経営健全化基準を達成し、総収支比率は118.3%となっているが、下水道事業経営の本体である営業収支は、15億円超の損失を計上しており、営業外収支の黒字により全体収支の均衡を保っている。

これは、供用開始前に多額の設備投資が必要となる一方で、利用者が下水道接続するまでは下水道使用料が収入されないことのほか、汚水処理に係る一般会計繰入金と長期前受金戻入が営業外収益に入るといった会計上の特性によるところが大きいものである。

しかしながら、公営企業会計への移行によりこのような経営状況が可視化され、資産状況の正確な把握により受益と負担の関係が明確化されたことから、彦根市公共下水道事業・第6期経営計画の推進と併せ、今後の財務諸表の決算数値や各指標の推移を検証し、下水道事業の公共的な役割から、独立採算制の原則を踏まえ使用料と一般会計繰入金の負担バランスを考慮しつつ適正な使用料改定を検討するなど、中長期的な視点から下水道経営の健全化に向け取り組まれたい。

報告第 27 号

損害賠償の額の決定について

法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和 4 年(2022 年)9 月 28 日

彦根市長 和田 裕 行

専決第 8 号

損害賠償の額の決定について

法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 4 年(2022 年)9 月 5 日

彦根市長 和田 裕 行

1 損害賠償の相手方

(1) 住所 ○○○○○○○○○○○○○○

(2) 氏名 ○ ○ ○ ○

2 損害賠償の額

彦根市は、相手方に、損害賠償金として 112,410 円を支払う。

3 事案の概要

令和 4 年 7 月 13 日午後 2 時頃、彦根市鳥居本町 1431 番地 2 の滋賀県立鳥居本養護学校の駐車場において、方向転換のため公用車を後退させたところ、当該駐車場に駐車していた相手方の車両に接触したことにより、相手方の車両が損傷したもの